答 申

第1 審査会の結論

福島県知事(以下「実施機関」という。)が、平成26年6月26日付け26 財第801号で行った公文書不開示決定は妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は平成26年6月16日付けで、福島県情報公開条例(平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。)第5条の規定により、実施機関に対して「公共工事の入札時に使用する、最低制限価格要領又は詳細な計算式が記入されている公文書」との内容で公文書の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。
- 2 これに対して実施機関は、平成26年6月26日付けで、本件開示請求に対応する公文書として「工事と測量等に係る最低制限価格等の取扱いについて(通知)」(以下「本件公文書」という。)を特定し、「県が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」との理由を付して、条例第7条第6号に該当するとして不開示とする決定(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成26年7月7日付けで、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。
- 4 これに対して実施機関は、平成26年7月9日付け福島県指令財第986号 により、異議申立人に補正を求め、異議申立人は平成26年7月12日付けで 補正を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、不開示とした情報の全部を 開示するとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述の内容を総合すると、次のとおりである。

(1) 請求した公文書は他の自治体及び国土交通省等も開示している情報であり、例え開示したとしても契約事務の適正な遂行に支障をきたすことは到底考えられない。

- (2) 福島県の公共工事の入札は、条件付一般競争入札を導入しているため、 例え開示請求した公文書が開示されたとしても、入札の実施を著しく困 難にするとは認められない。
- (3) 平成25年9月2日に公表された「福島県発注の工事における最低制限価格等の見直しについて」の中で、「水準については従来の水準から概ね2%程度引き上げた水準(予定価格の概ね87%~92%程度)とします。」と記載されているため、この数字より下回ることがないのであれば、最低制限価格等の算定式が公表されても過度なダンピングとはならない。
- (4) 施工業者も自社のコストを算出した上で入札金額を決定しているので、必ずしも最低制限価格等に入札が集中することはないと考えている。
- (5) 予定価格を入札前に公表しているのであれば、利益とは無関係な最低制限価格等での入札というのも考えられるが、福島県は全案件予定価格を入札後の公表としているので、過当競争とはならないと考えている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件公文書を不開示とした理由は、不開示決定理由説明書及 び口頭による理由説明の内容を総合すると、次のとおりである。

1 本件公文書について

本件公文書は、工事と測量等に係る最低制限価格等の取扱いに関する公文書である。

- 2 不開示決定の理由について
 - (1) 開示請求にある最低制限価格要領は存在しない。

最低制限価格の詳細な算出方法が記入されている公文書については非公表としている。その理由は、算出方法を公表することにより、最低制限価格等の算出が可能となるが、その場合には、受注したい会社は自己の収益確保の可能な価格とは無関係に最低制限価格等での入札を行うことになり、結果として過当競争が助長されるおそれがあるが、この結果、最低制限価格等を設けた趣旨に反してダンピング受注や手抜き工事、下請けへのしわ寄せ等の発生が懸念されるためである。

このことから、公にすることにより、契約事務の適正な遂行に支障を 及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号により不開示としたもので ある。

(2) 最低制限価格等は、計算方法、公表、非公表について国、県等において統一されているものではなく、各自治体等で実情に応じて判断した上で対応しているものであり、他の自治体等で開示しているからといって福島県が開示しても支障がないといえるものではない。

- (3) 最低制限価格等を非公表としている目的は前記のとおりであり、入札 方式を問わず条件付一般競争入札でも同様である。したがって、一定条 件を満たす多数の者が参加可能となる条件付一般競争入札においても、 低価格入札の助長を防止し、品質確保等を図る必要があり、条件付一般 競争入札を導入していることが開示の理由となるものではない。
- (4) 最低制限価格等の公表については、平成26年10月22日付けで総務大臣、 国土交通大臣名で発出された「公共工事の入札及び契約の適正化の推進 について」通知において、事前公表は取りやめることとされている。さ らに、内閣官房が所掌する「公共工事の品質確保の促進に関する関係省 庁連絡会議」においても、「発注関係事務の運用に関する指針」が平成2 7年1月30日付けで通知され、最低制限価格等を定めた場合には当該価 格について入札の前には公表しないものとすることとされているが、最 低制限価格等の算式を公表することは、事前公表するのと同様になって しまう。

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、実施機関が県の各部局長等に対して、工事及び測量等に 係る最低制限価格等の取扱いに関して通知を行った公文書であり、通知文 及び最低制限価格等の算出方法が記録された電磁的記録からなっている。

2 最低制限価格等について

最低制限価格は、契約の内容に適した履行を確保するため特に必要と認める場合にあらかじめ設けられるもので、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものであり、最低制限価格を下回る価格で入札した者は失格となる。

低入札価格調査基準価格は、入札における落札者の決定に際して、価格 その他の条件を総合的に判断して最も有利な入札者を落札者とする総合評 価方式において設けられるものであり、落札候補者の入札金額が調査基準 価格を下回った場合には調査を行い、契約内容に適合した履行がなされな いおそれがあると判断された場合には失格となる。

実施機関は、本件異議申立てにおいて、最低制限価格と低入札価格調査 基準価格とを合わせて、最低制限価格等としている。

- 3 条例第7条第6号について
 - (1) 条例第7条第6号の趣旨について

本号は、県の機関若しくは国等が行う事務若しくは事業の目的が損なわれ、又はこれらの事務若しくは事業の公正かつ適切な遂行に支障を及

ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めたものと解される。

なお、監査、交渉その他の反復的継続的な性質の事務又は事業にあっては、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生じることがあり得ることから、これらの事務又は事業についても本号の適用を受けるものである。

しかしながら、本号で規定する「支障」の程度については、名目的なものではなく実質的なものが求められ、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求されると解される。

(2) 条例第7条第6号の該当性について

実施機関は、本件公文書を開示することにより、最低制限価格等の算出が可能となり、その結果過当競争が助長され、最低制限価格等を設けた趣旨に反してダンピング受注や手抜き工事、下請けへのしわ寄せ等が発生するおそれがあるため、条例第7条第6号に該当すると主張しているため、その該当性について検討する。

ア 実施機関が主張の中で言及している平成26年10月22日付け総務大臣、国土交通大臣通知「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」においては、「公共工事の入札契約を巡っては、建設投資の減少や競争の激化がダンピング受注等を招き、地域の建設業者の疲弊や下請業者へのしわ寄せが生じています。」とされている。その上で、緊急に措置に努めるべき事項としてダンピング対策の強化が挙げられ、「ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく」とされ、「地方公共団体の長においては、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図ること。」とされている。

このような通知が現に国から発出されていることに鑑みると、公共 工事の入札契約においてダンピング受注の存在が問題視され、実施機 関にその対応が強く求められている状況にあることが推察される。

イ また、同通知においては、継続的に措置に努めるべき事項として、 低入札価格調査の基準価格等の公表時期の見直しが挙げられ、「低入 札価格調査基準価格及び最低制限価格については、その事前公表によ り、当該近傍価格へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入 札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに 入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、(中略)事前公 表は取りやめ、契約締結後の公表とすること。」とされている。

ウ 現にある自治体においては、従前最低制限価格等を事前公表として

いたところ、請負業者間の競争が激化し、入札に参加した請負業者の大半が最低制限価格等と同額で応札する状況が常態化するようになったことから、試行を経て事後公表へと移行するに至っており、その結果くじ引きによる落札の発生率が低下する効果が生じている。

また、他の自治体では、従前予定価格を事前公表としていたところ、 最低制限価格等が推測されやすく、請負業者間の過度な価格競争につ ながっているとの理由で、事後公表を試行し、対象とする工事の数を 拡大するに至っている。

- エ このような状況を勘案すると、算出方法を開示することにより最低制限価格等が明らかになることに伴い、過当競争が助長され、その結果ダンピング受注や手抜き工事、下請けへのしわ寄せ等が発生するおそれがあり、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるとの実施機関の主張には、合理性があるものと認められる。
- オ なお、異議申立人は、福島県は予定価格を事後公表としているため、 過当競争とはならない旨主張している。これは、最低制限価格等の算 出方法が開示されても、予定価格が事前に公表されなければ、額の算 出が困難であるとの前提に立った主張と思われる。

しかしながら、実施機関に確認したところ、一般に公表されている 公共工事の積算基準や、設計単価等を用いることにより、一定の積算 技量を持った業者であれば、県が行う公共工事の設計金額をかなり正 確に推定することが可能であり、設計金額を基に設定される予定価格 についても、類推可能であるとの説明があった。

実施機関の説明にあるように、公共工事の積算基準や設計単価等は一般に公表されており、また福島県においては、工事等の金入設計書について公文書開示請求が行われた場合、不開示となるのはごく一部の単価等に限られ、全部開示となる場合も少なくない状況にあることから、請負業者等にとって、県の設計額を算出するために必要な情報は概ね入手可能な状態にあるものと認められる。

このような状況を勘案すると、実施機関の説明には合理性があるものと判断されるため、異議申立人の主張は採用できない。

- カ 以上のことから、最低制限価格等の算出方法が記録された電磁的記録は、条例第7条第6号に該当するものと判断する。
- キ なお、本件公文書には、最低制限価格等の取扱いに関して、県の各 部局長等に対して通知を行った文書(以下「通知文」という。) が含まれている。

実施機関に通知文を不開示とした理由について確認したところ、情

報漏洩のリスクを回避するためとの説明であった。

審査会で通知文を見分したところ、最低制限価格等の算出方法が記録された電磁的記録の取扱いに関して、管理や保管の方法などが具体的に記載されていることが確認された。

仮に通知文が開示された場合、管理者への接触や不正アクセスなどが試みられ、情報漏洩へとつながる契機となり得るものと認められることから、通知文についても条例第7条第6号に該当するものと判断する。

4 他の自治体等で公表している事例があるとの異議申立人の主張について 異議申立人は、他の自治体等も開示している情報であり、開示しても契 約事務の適正な遂行に支障をきたすことは考えられない旨主張している。

確かに、異議申立人が主張するように、国や他の自治体で、最低制限価格等の算出方法が公表されている事例が存在するが、一方では本県のように、算出方法を非公表としている自治体もまた存在するところである。

また、算出方法を公表している事例であっても、案件ごとにランダムに 発生させた係数を乗じて最低制限価格等を算出する措置を講じることによ り、請負業者等に最低制限価格等が正確に算出されることを防止する取組 を行っている自治体も存在する。

このような状況を勘案すると、最低制限価格等の算出方法や公表、非公表については国や自治体において統一されているものではなく、各自治体等が実情に応じて判断した上で対応しているとの実施機関の主張は首肯できるものであり、異議申立人の主張は採用できない。

5 その他

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

6 結論

以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年7月22日	・諮問書受付
平成26年7月24日	・実施機関に不開示決定理由説明書の提出を要求
平成26年8月20日	・実施機関から不開示決定理由説明書の提出
平成26年8月21日	・異議申立人に不開示決定理由説明書を送付
	・異議申立人に不開示決定理由説明書に対する意見
	書の提出を要求
平成26年10月2日	・異議申立人が不開示決定理由説明書に対する意見
	書を提出
平成27年8月7日	・異議申立ての経過説明
(第234回審査会)	• 審議
平成27年9月7日	・異議申立人から不開示決定理由に対する意見を聴
(第235回審査会)	取
	• 審議
平成27年10月2日	• 審議
(第236回審査会)	
平成27年11月6日	・実施機関から不開示決定理由について聴取
(第237回審査会)	• 審議
平成27年12月4日	• 審議
(第238回審査会)	
平成28年1月8日	• 審議
(第239回審査会)	
平成28年2月2日	• 審議
(第240回審査会)	

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏	名	現	職	等	備	考
五十嵐	まりい	国際交流団体	代表			
垣見	隆禎	国立大学法人	福島大学行政政	策学類 教授	会 長	
阪本	尚文	国立大学法人	福島大学行政政	策学類 講師		
丹野	豊子	福島県行政書	士会 会長			
千葉	和彦	弁護士			会長職務何	弋理者